

資料番号 2

1. 令和8年度愛西市保健事業計画

(1) 母子保健事業

★ 変更点

保健事業名		会場別実施回数		実施内容
母子健康手帳交付		佐屋保健センター	随時	子ども家庭センター保健師の個別面接形式による ・母子健康手帳の交付と使い方の説明 ・妊娠中の保健指導、子育て支援事業の紹介
妊産婦・乳児健康診査 (医療機関委託)	妊婦	医療機関 助産所	1人につき 公費負担 14回	基本的な健康診査(毎回)、初回血液検査(1回)、 子宮頸がん、血算(2回)、血糖(1回)、 GBS(1回)、超音波検査(4回) HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査
	多胎妊婦	医療機関 助産所	1人につき 公費負担 5回	基本的な健康診査
	産婦	医療機関 助産所	1人につき 公費負担 2回	産後の健康状態の把握(子宮復古、悪露、血圧、 尿検査、体重、乳房)、授乳状況の把握、 エジンバラ産後うつ病質問票を用いたメンタルチ ェック
	新生児	医療機関	1人につき 公費負担 1回	新生児聴覚検査
	乳児	医療機関	1人につき 公費負担 2回	乳児一般健康診査 身長・体重・頭囲・胸囲計測、内科診察
ママパパ教室	妊娠編	佐屋保健センター	6回	管理栄養士による栄養の話、歯科衛生士による歯 の話、保健師による妊娠期の過ごし方の話
	出産・育児編		6回	助産師によるお産の準備や母乳の話 赤ちゃん人形を使用した抱っこ・着替え体験を通 して、赤ちゃんがいる生活をイメージする
びよびよサロン		佐屋保健センター	6回	育児不安や孤立防止のため、生後1〜3か月の児と その保護者が集まり交流する ママパパ教室参加者との交流
乳幼 児健 康診 査 (集団健診)	4か月児 健康診査	佐屋保健センター	15回	集団指導、身体計測、診察、個別相談
	1歳6か月児 健康診査	佐屋保健センター	13回	親子遊び、身体計測、診察、歯科診察、歯科指導、 個別相談
	3歳児 健康診査	佐屋保健センター	16回	屈折検査、身体計測、診察、歯科診察、 視力検査・聴力検査、歯科指導、個別相談

保 健 事 業 名		会場別実施回数		実施内容
乳 幼 児 健 康 相 談	10 か月児 相 談	佐屋保健センター	12 回	集団指導【栄養・歯科】、身体計測、個別相談
	すくすくひろば 育児相談	佐屋保健センター	12 回	身体計測、個別相談（保健師・管理栄養士） ※佐織保健センターでは個別相談は実施せず、 身体計測のみの実施
		佐織保健センター	12 回	
乳 幼 児 教 室	離乳食教室	佐屋保健センター	12 回	離乳食についての講話（離乳初期～離乳完了期）、 離乳食の作り方・食べさせ方の実演
	事後指導教室 (ラッコくらぶ)	佐屋保健センター	24 回	集団遊び、自由遊び、個別指導
訪問指導		愛西市内全域	随時	・ハイリスク妊婦への訪問 ・第1子乳児、低体重児、未熟児、経過観察の必要な児への訪問 ・健診未受診児への訪問
養育支援訪問		愛西市内全域	随時	児童虐待の予防のため、産後うつや育児ストレス、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対し不安や孤立感を抱える家庭や様々な要因で養育支援が必要であると判断した家庭へ養育支援訪問員が訪問を行う
産後ケア事業		契約産科医療機関	1人につき 原則 7日間以内	家族等から十分な支援がうけられない産婦及びその子(生後4か月未満の乳児)を対象に、医療機関において宿泊型の母子支援を一定期間行う
オンライン相談		佐屋保健センター	予約制	妊産婦や子育て中の方を対象に、インターネットを活用した相談等を実施
未熟児養育医療給付		指定養育医療機関	随時	未熟児の養育に必要な医療費を給付
母子保健 推進員活動		愛西市内全域	随時	愛西市全市域に配置★（12名） ・初妊婦と第2子以上の乳児（低体重児以外）訪問 ・健診未受診児の受診勧奨 ・保健事業への協力（身体計測の補助等）
学校保健		愛西市内小中学校	随時	学校の依頼を受け思春期保健、栄養、生活習慣、飲酒・喫煙防止、歯科に関する健康教育を行う

コメントの追加 [3a1]: 昨年度までは14名。12名で地区割り振り直し活動中。

★（変更点）とまではしなくてもよいのか？

コメントの追加 [3a2R1]: 一旦変更にしておきます。

保 健 事 業 名	事業内容	実施内容
こども家庭センター (母子保健機能)	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にサポートプランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目ない支援を行う	・専任保健師による伴走型支援の面談や家庭訪問等による情報収集と継続的に把握した実情を、支援台帳で適切に管理する ・母子保健事業（各種健診及び相談等）において、必要な情報提供・助言・支援、保健指導を行う ・妊娠婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するため、必要に応じてサポートプランを策定する ・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う
妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦及び配偶者等へ面談を行い、面談等の関わりの中で、特に配慮が必要な妊婦及び配偶者等を把握し、継続支援を行うとともに、地域の子育て資源や必要な支援サービスにつなげる また、妊婦のための支援給付金を交付することにより、妊婦の産前産後期間における身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与する	【妊娠届出時の面談等】 妊娠届出時、対面による面談（オンライン含む）を実施 アンケートや子育てガイドを活用しながら、出産までの見通しを立てるとともに本事業について説明 面談後、妊婦支援給付（５万円）を支給 【妊娠８か月頃の面談等】 全妊婦に対し電話 必要に応じて面談を実施 子育てガイドを基に出産後の見通しや利用できる支援サービス等を案内する 【出生後の面談等】 出生届出後、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問にて面談。妊婦に対しアンケートを実施 面談により把握した妊婦の状況に応じ、必要な支援サービスを案内する 面談終了後、妊婦支援給付（５万円）を支給